

ケアハウス長生苑 運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 健寿会の設置運営するケアハウス長生苑（以下、「施設」という。）の運営及び管理について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき利用者の生活の安定及び生活の充実を図ることを目的とします。

2 この規程に定めのない事項については、老人福祉法等関係法令の定めるところによります。

(運営方針)

第2条 施設は、ケアハウスが居宅であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かに生活できるよう、配慮します。

2 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めます。

3 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

第2章 職員及び職務

(職員)

第3条 施設は、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年6月1日厚生労働省令107号）」に示された所定の職員を含み下記のように配置します。

- | | | |
|-----|-------|------|
| (1) | 施設長 | 1名 |
| (2) | 生活相談員 | 1名 |
| (3) | 介護職員 | 1名以上 |
| (4) | 栄養士 | 1名 |

(職務)

第4条 職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行い、入居者の人権を尊重し、人としての尊厳と誇りに配慮したサービスの充実を期するとともに、自らが心豊かな人間形成への自己啓発に努めます。

(1) 施設長は、理事長の命を受け、所属職員を指揮監督し施設の業務を統括するとともに、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導します。

(2) 生活相談員は、入居者の生活相談、助言、支援等の業務に従事するほか、次に掲げる業務を行う。

①入居者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は居宅介護予防サービスを作成する居宅介護支援又は居宅予防支援の事業所との密接な連携、並びに居宅サービス等そ

の他の保健医療福祉サービスの提供者との連携を図ります。

(3) 介護職員は、入居者の日常生活の介護、援助に従事します。

(4) 栄養士は、献立作成、栄養量計算、調理上の衛生管理等の適正化を期するとともに、給食委託業者の指導業務を行います。

第3章 利用定員

(入居者の定員)

第5条 施設の定員は、15名とします。

第4章 入居者の資格及び利用料

(利用者の資格)

第6条 施設を利用できる方は、次の(1)から(5)のすべてに該当する方に限ります。

(1) 年齢が60歳以上である方。ただし、その方の配偶者、3親等内の親族その他特別な事情により、共に利用することが必要と認められる場合はこの限りではありません。

(2) 家族と同居することが困難な方。

(3) 感染性疾患がなく、かつ問題行動を伴わない方で共同生活が可能な方。

(4) 生活費に充てることができる所得等があり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能な方。

(5) 身元保証人が得られる方。ただし、真にやむを得ない特別の事情があると認められる場合は、この限りではありません。

(利用料等)

第7条 利用料は、施設の規程の利用料とします。

2 入居者は、月額利用料を、翌月分として毎月20日までに支払うものとします。ただし、その他の利用料は、月末で計算し、翌月の20日までに支払うものとします。

3 利用料の支払い方法は、振替、振込による支払いのいずれかとし、入居時にその方法を施設と入居者で決定するものとします。

4 入居者は、施設が行う特別なサービスを利用した場合(別表)、これに要する費用を支払うものとします。

5 入居又は退居に伴う1ヶ月に満たない期間の利用料は、日割り計算によって精算します。

6 「サービスの提供に要する費用」の軽減を希望する者及び毎年の利用料の算定期間には、入居者自身の収入等に関する挙証資料を添付し、施設長に対して申請を行うものとします。

第5章 入居及び退居

(入居)

第8条 入居を希望する方は、次に掲げる書類を提出するものとします。

(1) 入居申込書

(2) 住民票

- (3) 所得・課税証明書
- (4) 身元保証人届
- (5) 健康診断書

- 2 施設長は、前項の必要書類提出後、入居の可否について判断し、入居の申込があった日から14日以内に入居の可否について連絡をするものとします。但し、空室なき場合には、空き室が出来次第連絡するものとする。
- 3 入居にあたっては、入居申込者及び身元保証人に対して、運営規程の概要等の説明を行い、同意を得たうえで契約を締結します。

(退居)

第9条 入居者が次の各号の一に該当する場合には利用契約を終了します。

- (1) 入居者が死亡したとき。
- (2) 入居者から契約解除届の提出がありこれを受理したとき。
- (3) 次条の規定により利用契約を解除したとき。

(利用契約の解除)

第10条 施設長は、入居者が次の各号の一に該当すると認めたときは入居者に対し1ヶ月間の予告期間を置いて、利用契約の解除を通告することができます。

- (1) 不正またはいつわりの手段によって利用承認をうけたとき。
- (2) 正当な理由なく利用料を3ヶ月以上滞納したとき、又は支払うことができなくなったとき。
- (3) 身体又は精神的疾患等のため、施設での生活が著しく困難と施設が判断したとき。
- (4) 承認を得ないで、施設の建物、付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ、原状回復をしないとき。
- (5) 金銭の管理、各種サービスの利用について利用者自身で判断ができなくなったとき。
- (6) 前各号のほか、共同生活の秩序を著しく乱し、他の利用者に迷惑をかけるなど、施設の生活が著しく不適当と思われる事由が生じたとき。

- 2 施設長は、入居時に契約の解除となる条件について、十分説明し、同意を得ます。

第6章 入居者に提供するサービスの内容

(食事の提供)

- 第11条 施設は、健康に配慮した食事を毎日3食提供します。特に医師の指示がある場合には、その指示により特別の食事を提供します。
- 2 食事の時間については、日常生活を考慮した適切な時間とします。
 - 3 食事の場所は、原則として食堂とします。ただし、自己管理のもと食事を運搬し、かつ前項に掲げる食事時間内に食器を返却する場合は、居室での食事を認めます。
 - 4 欠食する旨の連絡があった場合には、食事の提供は行いません。
 - 5 毎週金曜日に翌週の献立表を掲示します。
 - 6 施設長・栄養士及び職員等により毎食毎に検食を行い、これを記録します。

(入浴)

第12条 入浴については、定められた時間帯に、毎日入浴できます。

2 入浴に際しては、他の入居者に配慮し、清潔の維持に留意するものとします。

3 入居者は感染性の疾患の疑いがあるときは、速やかに職員に相談し、その指示に従うものとします。

(相談、援助)

第13条 施設は、入居者又はその家族に対して、各種生活相談に応じるとともに、余暇の活用及び在宅福祉サービスの活用など必要な助言その他の援助を行います。

(健康の保持)

第14条 施設は、入居者の健康管理を確保するため定期的に健康診断を受ける機会を提供し、健康管理に配慮します。

2 入居者から健康に係る相談を受けたときは、速やかに医療機関等の提示など必要な援助を行います。

3 入居者の健康保持にあたり、随時保健衛生知識の普及・指導を行う等、疾病防止に努めます。

第7章 施設の利用にあたっての留意事項

(基本原則)

第15条 入居者に対するサービス内容については、施設は老人福祉法の理念に基づき入居者がその心身の状況に応じて、快適な日常生活を営むことができるよう配慮します。また、施設はサービスの提供にあたって、入居者又はその家族に対して生活上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。

(居宅介護サービスの利用)

第16条 入居者は、入居後、必要により、要介護認定を受け、介護サービス、生活援助サービスを利用することができます。

2 第1項に伴う費用は、入居者の負担とします。

(専用居室)

第17条 専用居室は、原状のまま使用するものとします。ただし、施設の承諾を得た場合には、退居時に必要な費用は入居者が負担し、原状に復することを条件として、居室の模様替えを行うことができるものとします。

2 専用居室の清掃、日常的な維持管理は入居者が行います。又専用居室のゴミ、廃棄物は、入居者が定められた場所まで運搬するものとします。

3 専用居室において使用できる暖房・冷房、その他の機器については施設の指示に従うものとします。

4 専用居室において、火気類の使用は安全管理面から禁止します。

5 入居者が故意又は重大な過失により専用居室を汚損、破損したときは、原状に復するか、原状に復するために必要な経費を負担するものとします。

(居室の変更)

第18条 入居者が次の各号の一に該当するときは居室を変更することができます。

- (1) 入居者の身体機能の低下等のため、居室を変更することが適当と認められたとき。
- (2) 前各号のほか、居室の変更が必要と認められるとき。

(転貸等の禁止)

第19条 入居者は、居室を転貸、又は譲渡もしくは入居者以外の方を同居させることができません。

(共用施設・設備)

第20条 共用施設・設備は、相互互譲の精神をもって利用するものとします。

- 2 入居者は、専用居室以外の場所に私物を置いてはいけません。
- 3 共用施設・設備の清掃、維持管理は施設職員が行います。
- 4 入居者が故意又は、重大な過失により共用施設・設備を汚損・破損したときは、原状に復するか、原状に復するために必要な経費を負担するものとします。

(洗濯)

第21条 洗濯は、入居者が行います。

- 2 洗濯室の利用については、他の入居者に配慮し、交代で行うものとします。

(起床・就寝)

第22条 起床・就寝の時間はとくに定めません。ただし、テレビ・ラジオ等の音量に留意するなど、ほかの入居者の生活に十分な配慮をしなければなりません。

(外出及び外泊)

第23条 入居者は、外出（短時間のものは除く）または外泊しようとする時は、事前に、その都度、外出・外泊先、施設へ帰着する予定日時等を施設長に届出るものとします。

(面会)

第24条 入居者を面会に訪れる外来者は、玄関に備え付けの面会受付票にその氏名及び必要事項を記載するものとします。

- 2 施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができます。
- 3 宿泊する場合には、事前に届出を提出し、承諾を受けなければなりません。

(部外者の利用)

第25条 入居者が近親者など知人の宿泊を希望するときは、予め施設長に届け出てその承認を得て利用できるものとします。

- 2 一時的な疾病等により看護又は介護が必要となったときは、近親者などを居室に宿泊させることができます。その場合においても、施設長に届け出るものとし、施設長と入居者が相談のうえ、その期間を定めます。
- 3 前2項に定める宿泊者が食事の提供を希望するときは、事前に申出ればこれを利用できます。

- 4 前各号に定める便宜の供与を受けた利用者は、別に定める食事代の実費を負担するものとします。

（緊急時の対応）

第26条 入居者は、身体の状態の急激な変化などで緊急な事態が生じたときは、ナースコール等によりいつでも職員の対応を求めることができます。

- 2 職員は、入居者から緊急の対応要請があったときは、速やかに適切な対応を行います。
- 3 関係機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡します。

（自主活動）

第27条 入居者は、施設が指定する場所を使って自由に趣味・教養の活動をすることができます。

- 2 入居者は、自主的にクラブ活動、行事等を行うことができます。ただし、必要な経費は、参加者が負担するものとします。
- 3 前項の行事等に関して職員の助言が必要な場合でも、自主的活動の趣旨を損なわない範囲に留めるものとします。

（小動物等の飼育）

第28条 入居者は、施設の承認を受けたうえで、専用居室において、小鳥、魚類等の飼育をすることができます。ただし、承認を受けた場合であっても、飼育が困難な状況やほかの入居者に迷惑が及ぶときは、これを禁止するものとします。その他の動物については、原則禁止とします。

（新聞・郵便物などの扱い）

第29条 入居者個人で購読する新聞・雑誌及び個人宛郵便物受取のため、集合ポストを施設が設置します。

- 2 書留・小包等は施設で代理受領し、入居者に引き渡します。

第8章 非常災害対策

（夜間の管理）

第30条 夜間は宿直員を配置し、施設の安全管理と緊急連絡の業務に当たります。

- 2 夜間の午後8時から翌朝午前5時までは門扉を閉鎖します。ただし、やむを得ない事由により開錠の申出があったときは臨機に対応します。

（非常災害時への対応）

第31条 施設は、消火設備・非常放送用設備等を設置し、かつ法定点検等を実施し、非常災害時に備えています。

- 2 職員は、常に災害防止と入居者の安全確保に努めます。
- 3 施設は、消防法に基づく防火管理者を選任し、災害に対する対応計画を立て、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し職員に周知するとともに、定期的に（年2回以上）消火・通報・避難その他必要な研修及び訓練を行ないます。
- 4 入居者は、防災等の緊急事態の発生に気付いたときは、ナースコール等、最も適切な方法で施設職

員まで事態の発生を知らせるものとします。

- 5 施設は、災害に対する対応計画を立て、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し職員に周知するとともに、定期的に(年2回以上)避難・救出その他必要な研修及び訓練を行うものとします。
- 6 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 7 施設は、平常時の対応(必要品の備蓄など)、緊急時の対応等に関する業務継続計画を策定します。

(防火管理者)

第32条 施設長は、消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項に定める防火管理者を定めなければならない。

2 防火管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 消防計画の作成に関すること。
- (2) 消火、通報及び避難の訓練実施に関すること。
- (3) 消防用設備等の点検整備に関すること。
- (4) 火気使用又は取扱の指導監督に関すること。
- (5) その他防火管理上必要な業務に関すること。

(火気取締り責任者)

第33条 施設内部署毎に火気取締り責任者を置く。

2 火気取締り責任者は、防火管理者の指示に従い、必要な業務を行う

第9章 その他運営についての重要事項

(入居者留意事項)

第34条 施設長は、円滑な施設運営を期するため、入居者が円滑に生活を始めることができるよう、書面等をもって、その趣旨を十分に説明し理解を得られるよう務めます。

(施設内の禁止行為)

第35条 入居者及び職員は、施設内で次の行為をしてはなりません。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 他入居者について知り得た個人情報等を口外すること。
- (3) 宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を非難したりすること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (6) 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

(秘密の保持)

第36条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしません。

2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。

(衛生管理)

第37条 施設は、次の各号を実施し、衛生管理に努めます。

- (1) 水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上環境整備を行います。
- (3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに常に密接な連携を保ちます。
- (4) インフルエンザ等その発生及びまん延を防止するための措置について、行政庁の指導等も含め、適切な措置を講じます。
- (5) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めます。

2 入居者は施設・設備の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また、施設に協力するものとします。

(感染症対策)

第38条 施設（法人）は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ります。
- (2) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に(年2回以上)実施します。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。
- (5) 平時からの備え(備蓄品の確保など)、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第39条 施設（法人）は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備します。
- (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び職員に対する研修を定期的に(年2回以上)行います。
- (4) 上記の措置を実施するための責任者を置きます。

2 施設は、入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、入居者の

家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して対応した内容等を記録します。

4 施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

（苦情処理）

第40条 入居者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができます。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、入居者またはその家族に報告します。

（重要事項の揭示）

第41条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示するものとします。

（地域社会の連携）

第42条 施設長は、地域社会との連携に努め、入居者が地域の一員として自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮することとします。

（運営懇談会）

第43条 ケアハウス入居契約書第4条（運営懇談会）に基づき運営懇談会を設置するものとします。

2 運営懇談会の設置、運営については、別に定めるケアハウス長生苑運営懇談会細則によるものとします。

第10章 事務及び業務処理

（事務及び業務処理）

第44条 施設の事務処理及び業務運営に当たっては、法令、諸規程、施設の業務処理方針等に定められたところに従い適切な処理に努めます。

（備付簿冊）

第45条 施設長は、業務の遂行上又は利用者の生活上に必要な別表による簿冊等を整備し管理保存します。

（職員の質の確保）

第46条 施設は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保します。

2 施設は、入所者に対する処遇に直接携わる職員のうち（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

（入所者の処遇）

第47条 施設は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行いません。

2 施設は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

3 身体的拘束適正化検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）開催する。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施します。

（虐待の防止）

第48条 施設は、入居者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- （1） 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行います。また、その責任者は管理者とします。
- （2） 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- （3） 介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施します。
- （4） 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。
- （5） 上記の措置を適切に実施するための責任者を置きます。

（ハラスメント対策）

第49条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

（身体拘束）

第50条 施設は、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- （1） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- （2） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- （3） 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施する。

(改正の手続き)

第48条 この規程を改正、廃止するときは理事会の承認を経るものとする。

付則

(施行)

この規程は、平成21年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年12月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。